

医学論文及び学術集会研究会発表時の症例報告を含む患者プライバシー保護に関する指針

2017年7月13日
一般社団法人日本臨床微生物学会

医学論文あるいは学術集会において発表される症例報告は、その貴重な知見から、医学・医療の進歩に大きく貢献するものである。ただし臨床的背景を発表する過程において、患者個人のプライバシーが保護されるよう、十分な倫理的配慮がなされなければならない。したがって日本臨床微生物学会は、本学会がかかわる症例報告について、以下のような倫理的配慮を遵守することを求める。

臨床微生物学雑誌への投稿および学術集会での症例発表に関して

- ・患者氏名、イニシャル、ID、生年月日、住所は記載しない。性別、家族構成、都道府県までの地域は記載可能であるが、その場合でも個人が特定できる可能性がないように配慮する。さらに年齢については「〇〇代」、日時については「20XX年」ないしは「月日のみ」、あるいは「第〇病日」といった表現が望ましい。
- ・個人が特定されるような写真は提示しない。
- ・患者を特定できる可能性のある標本番号、画像情報などに含まれる番号は削除する。
- ・患者の同意については、発表者の施設に設けられた倫理委員会で定められた方針、あるいは施設管理者の方針に従うことを原則とする。
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省，厚生労働省及び経済産業省）による規定を遵守する。